

改 訂

農業経営基盤の強化の促進に関する

基本的な構想

令和5年9月

富 山 県 入 善 町

## 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

### 1 農業経営基盤をめぐる現状

入善町は富山県東部に広がる黒部川扇状地の右岸に位置し、東は朝日町、西は黒部市に接し、北は日本海に面する周囲 42.5 km、東西 12.2 km、南北 16.5 km と海岸線 11.5 km の三角形を呈し、総面積 71.25 km<sup>2</sup> の地域である。

地質は、耕地の 90% が沖積層地帯で花崗岩の砂質浅耕土となっている。気象は年間平均気温 13℃ で年較差が少ない温かな地域である。

農用地のうち水田が 99% を占め、ほ場整備もほぼ全地域で完了しており、水稻作を基幹に地域特産物としてチューリップ球根、入善ジャンボ西瓜等がある。

入善町の農業構造については、昭和 40 年代から工業団地の誘致を契機として兼業化が進み、恒常的勤務による安定兼業農家が増加した。また、こうした中で、農地の資産的保有傾向が強くなり、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の集積は、これまで顕著な進展をみないまま推移してきたが、兼業農家の高齢化が進み、機械更新時や世代交代等を機に、急速に農地の集積が進んでいる。

### 2 農業経営基盤の強化をめぐる課題

人口減少や就業者の高齢化の進行、ライフスタイルの変化による米消費量の減少、国際貿易の新たなルール作りの進展、SDGs を契機とした持続可能な取り組みなど、農業をめぐる情勢が大きく変化する中で、今後、農業の経営基盤の強化を図っていくためには、経営の効率化による経営体質の強化が大切である。

そのためには、第 1 に、農地の集積・集約化による効率的な経営を目指すことが必要である。現在の担い手への農地集積率は 87% (3,323ha) であり、大規模農家を育成するためにも、集積を進めると同時に、規模拡大する農家に農地を今以上に集約化することが大切である。

第 2 に、意欲ある担い手の育成確保を図る必要がある。後継者不足を背景とした担い手の高齢化は、農業構造の脆弱化や地域社会の活力低下を招く恐れがあり、今後は担い手の経営管理能力の向上など経営発展に向けた取り組みを強化し、次代を担う青年農業者の育成確保や女性が意欲を持って経営に参画できるよう資質や能力向上に対して積極的な支援を図る必要がある。

第 3 に、消費者の心をつかむ商品の育成を図ることである。消費者ニーズに的確に対応し、生産から流通に至るまでのコスト低減や効率化を徹底するとともに、高品質で美味しい米づくりの推進により、米産地としての地位の向上を目指すとともに、地域特産物であるチューリップや入善ジャンボ西瓜の生産拡大、新たな特産品の育成を図る必要がある。

第 4 に、町民の、健康で豊かな暮らしと「持続可能な食」を支える農業・農村への理解を醸成することである。地場の食材と地域の食文化を活かした食生活の普及や、農業体験などによる交流活動や学校給食を通して、地域で生産された食材への理解促進など、

幅広い年代を対象とした食育を推進する必要がある。

### 3 農業経営基盤の強化を促進するための取り組み方向

入善町は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」及び地域での話し合いに基づき入善町が策定する地域計画に即して、農業が職業として選択し得る魅力と、やりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、入善町及びその周辺市町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり概ね450万円とする）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり概ね2,000時間程度）の水準を実現できるものとし、新たに農業経営を営もうとする青年等については、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり概ね250万円）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり概ね2,000時間程度）の水準を実現できるものとする。また、これらの経営が本町農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指し、令和15年度には101人の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画（以下単に「農業経営改善計画」という。）の認定を受けた農業者若しくは組織経営体（以下「認定農業者」という。）を育成し、新たに農業経営を営もうとする青年等については、年間6人程度の確保を目標とする。

この目標を達成するため、地域の実情に応じて農業経営基盤強化促進法、農地中間管理事業等の活用による農地賃貸借及び農作業受委託の積極的な促進を図り、認定農業者等への農地集積や集約化を推進するとともに、地域及び営農の実態に応じた生産組織の育成や組織間の合併・広域連携、新規就農者を含めた周辺の担い手との連携による経営規模の拡大などにより、構成員の世代交代や雇用による労働力の確保を促進する。また主穀作に園芸作物等を取り入れた経営の複合化や、ICT技術の活用などを推進し、農業所得の向上と経営の体質強化を図る。

農作業の省力化や環境への負荷軽減に資するスマート農業技術の普及を行うことで労働時間の削減を進め、性別を問わず働きやすい就業環境の整備を行うことで農業従事者の定着を図る。

さらに、米消費が減少するなか、消費者ニーズを把握し対応することや、個別あるいは地域ごとに販売戦略を構築するなど、マーケティングの強化と地産地消の推進を図り、消費拡大や販売量の増加等を通じて経営体の育成・強化に繋げる。

地域農業の活性化を図るには、農業者自身の意思と行動が基本である。入善町は、将来の入善町農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が、地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たって、これを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標を、主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

[個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
主穀作 (大型個別 経営)	(作付面積等) 水稲=13.0ha  大豆=7.0ha (うち麦跡5.0ha)  大麦=5.0ha  (経営面積)  20.0ha	(資本装備) 農作業舎 育苗ハウス トラクター 1台 コンバイン 1台 田植機 1台 育苗播種機 1台 育苗器 2台 大豆播種機 1台 ロータリーカルチ 1台 大豆コンバイン 1台 ブロードキャスター 溝堀機 1台	パソコンによる 経営管理  複式簿記による 記帳  青色申告の実施	休日制の導入
露地野菜 (西瓜) + 水稲	(作付面積等) 水稲=8.0ha  西瓜=0.6ha  (経営面積)  8.6ha	(資本装備) 農作業舎 育苗ハウス トラクター 1台 コンバイン 1台 田植機 1台 育苗播種機 1台 育苗器 1台 プラウ 1台 乗用管理機 1台	パソコンによる 経営管理  複式簿記による 記帳  青色申告の実施	休日制の導入
水稲 + 露地野菜 (キャベツ)	(作付面積等) 水稲=12.0ha  キャベツ=1.5ha (二作)  (経営面積)  13.5ha	(資本装備) 農作業舎 育苗ハウス トラクター 1台 コンバイン 1台 田植機 1台 育苗播種機 1台 育苗器 1台 キャベツ定植機 1台 ブームスプレイヤー 1台	パソコンによる 経営管理  複式簿記による 記帳  青色申告の実施	休日制の導入

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水 稲 + 露地野菜 (サトイモ)	(作付面積等) 水稲= 8.0ha  大麦= 5.0ha  サトイモ=1.0ha  (経営面積)  14.0ha	(資本装備) 農作業舎 育苗ハウス トラクター 1台 コンバイン 1台 田植機 1台 育苗播種機 1台 育苗器 1台 動力噴霧器 1台 軽四トラック 1台 乗用管理機 1/2台	パソコンによる 経営管理  複式簿記による 記帳  青色申告の実施	休日制の導入
水 稲 + 球根・切花	(作付面積等) 水稲=7.0ha  チューリップ 球根=5.0ha  チューリップ 切花 超促成=0.02ha 促 成=0.04ha 半促成=0.04ha  (経営面積)  12.1ha	(資本装備) トラクター 1台 コンバイン 1台 田植機 1台 育苗播種機 1台 育苗器 1台 サブソイラー 1/2台 摘花機 1/2台 防除機 1/2台 形成ロータリー 1/2台 成畔直込機 1/2台 堀取り機 1台 選別機 1台 除湿器 1台 ハンドリフトラー 1台 水洗機 1/2台 球根脱水機 1/2台 除根調整機 1/2台 乾燥機 1/2台 球根乾燥施設 1/3棟 パイプハウス 1/2棟 暖房機 1/2台 保冷库 1/2台	パソコンによる 経営管理  複式簿記による 記帳  青色申告の実施	休日制の導入
主 穀 作 + キ ク	(作付面積等) 水稲=6.0ha  夏ギク =0.4ha 夏秋ギク=0.5ha 秋ギク =0.3ha 秋ギク 電照抑制 = 0.2ha  (経営面積)  7.4ha	(資本装備) 農作業舎 育苗ハウス トラクター 1台 コンバイン 1台 田植機 1台 防除機マルチスプレイヤー 1台 選花機 1台 結束機 1台 耐雪ハウス	パソコンによる 経営管理  複式簿記による 記帳  青色申告の実施	休日制の導入

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水 稲 + コマツナ	(作付面積等) 水稲=9.0ha  大豆=4.0ha  春播コマツナ=0.45ha 夏播コマツナ=0.35ha 初秋播コマツナ=0.40ha 冬播コマツナ=0.50ha  (経営面積)  13.5ha	(資本装備) 農作業舎 育苗ハウス トラクター 1台 コンバイン 1台 田植機 1台 育苗播種機 1台 育苗器 1台 ブロードキャスター 1台 軽四トラック 1台 播種機 1台 動力噴霧機 1台 保冷库 1台 出荷コンテナ	パソコンによる 経営管理  複式簿記による 記帳  青色申告の実施	休日制の導入
水 稲 + 果 樹 (モモ)	(作付面積等) 水稲=7.0ha  モモ=0.4ha  (経営面積)  7.4ha	(資本装備) 農作業舎 育苗ハウス トラクター 1台 コンバイン 1台 田植機 1台 育苗播種機 1台 スピードスプレーヤー 1/4台 防風施設	パソコンによる 経営管理  複式簿記による 記帳  青色申告の実施	休日制の導入
酪 農	(飼養頭数等) 経産牛頭数 40頭  育成牛頭数 10頭  (飼料作物面積) イタリアン=7.2ha  ローズグラス=7.2ha  (経営面積)  7.2ha	(資本装備) 畜舎 堆肥舎 飼料タンク コンプリートフィーダー パイプラインミルクカー フロントローダー 自動除糞車 飼料作物用装備 1/3式 トラクター 3台 等	パソコンによる 経営管理  複式簿記による 記帳  青色申告の実施	休日制の導入
肉 用 牛	乳用種肥育牛常時  飼養頭数 240頭  (飼料作物面積) イタリアン=6.6ha  ローズグラス=6.6ha  (経営面積)  6.6ha	(資本装備) 畜舎 堆肥舎 飼料タンク 自動除糞機 牛衝機 フロントローダー 飼料作物用装備 1/3式 トラクター 3台 等	パソコンによる 経営管理  複式簿記による 記帳  青色申告の実施	休日制の導入

[集落営農組織]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
主穀作 (任意組織)	(作付面積等) 水稻=24.0ha  大豆(麦跡)=10.0ha  大麦=10.0ha  (経営面積)  34.0ha	(資本装備) 農作業舎 育苗ハウス トラクター 2台 コンバイン 2台 田植機 2台 育苗播種機 1台 育苗器 2台 大豆播種機 1台 ロータリーカルチ 1台 大豆コンバイン 1台 ブロードキャスター 1台 溝堀機 1台	パソコンによる 経営管理  複式簿記による 記帳  主たる従業者が 中心になった運 営  農産物の生産か ら販売、収益配 分に至るまで、 組織として一元 的に経理を行っ ていること	給料制の導入
主穀作 (農業生産法人)	(作付面積等) 水稻=24.0ha  大豆(麦跡)=10.0ha  大麦=10.0ha  (経営面積)  34.0ha	(資本装備) 農作業舎 育苗ハウス トラクター 2台 コンバイン 2台 田植機 2台 育苗播種機 1台 育苗器 2台 大豆播種機 1台 ロータリーカルチ 1台 大豆コンバイン 1台 ブロードキャスター 1台 溝堀機 1台	パソコンによる 経営管理  複式簿記による 記帳  青色申告の実施  主たる従業者が 中心になった運 営	休日制の導入  給料制の導入
主穀作 士 ハウス白ネギ (農業生産法人)	(作付面積等) 水稻多植=50.0ha  大豆=25.0ha (うち麦跡=10.0ha)  大麦=10.0ha  作業受託=5.0ha  ハウス白ネギ=0.2ha  (経営面積)  80.2ha	(資本装備) 農作業舎 育苗ハウス トラクター 3台 コンバイン 3台 田植機 3台 育苗播種機 1台 育苗器 2台 大豆播種機 1台 ロータリーカルチ 1台 大豆コンバイン 1台 ブロードキャスター 1台 溝堀機 1台 動力噴霧機 1台 根葉切機 1台 皮むき機 1台	パソコンによる 経営管理  複式簿記による 記帳  青色申告の実施	休日制の導入  給料制の導入  社会保険等への加入

[新たに農業経営を営もうとする青年等]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
主 穀 作	(作付面積等) 水稻=9.5ha  大豆=5.5ha (うち麦跡5.5ha)  大麦= 5.5ha  (経営面積)  15.0ha	(資本装備) 農作業舎 育苗ハウス トラクター 1台 コンバイン 1台 田植機 1台 育苗関連機材 1式 大豆コンバイン 1台	パソコンによる 経営管理  複式簿記による 記帳  青色申告の実施	



### 第3 農業を担う者の確保及び育成に関する事項

#### 1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

担い手の高齢化や後継者不足等が深刻化するなか、技術と経営感覚に優れた若い担い手を安定的かつ計画的に確保・育成すること、リタイアする農業者の後継者を確保し、農業経営を円滑に継承していくことが大変重要になっている。入善町では、農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や維持管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、農林振興センター、農業協同組合、（公財）入善町農業公社、農地中間管理機構、黒東地域担い手育成総合支援協議会等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農用地・農業用機械の取得などの支援や受け入れ体制の整備、先進的な法人経営等での研修の実施、青年等就農計画の認定、フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

さらに、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の様態等の改善、休日制、ヘルパー制度の導入等に取り組む。

加えて、入善町の農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

#### 2 市町村が主体的に行う取組

入善町は、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保目標を達成するため、農家や農業法人の協力のもと、高校生や会社員等を対象とした農業体験実習等を開催するなど、就農啓発活動を実施するとともに、新規就農相談や就農受け入れ先のあっせんなどに取り組む。

また、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年等就農資金、国や県の新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

さらに、認定農業者については、関係機関等が必要に応じて栽培技術や経営等のフォローアップを行うなど重点的に指導等を行い、当該農業者が引き続き農業経営改善計画を作成できるよう計画的に誘導する。

### 3 関係機関との連携・役割分担の考え方

入善町は、県、入善町農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、就農希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあつせん・確保就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- ① 技術や経営の習得については、とやま農業未来カレッジ等
- ② 就農後の営農指導フォローアップについては、農林振興センター、農業協同組合等
- ③ 農地等についての相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介、あつせん等については入善町農業委員会、(公財)入善町農業公社、県農業会議、農地中間管理機構が行う。
- ④ 個々の集落(地域計画の作成区域)では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

### 4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

入善町は、黒東地域担い手育成総合支援協議会及び農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

また、農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、区域内において後継者がいない場合は、県及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、農地中間管理機構、入善町農業委員会等の関係機関と連携し、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

## 第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を、将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、概ね次に掲げるとおりである。

効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備 考
90 %	

認 定 農 業 者 数	備 考
101人	

本町における農用地の利用集積については、県平均と比較して進んでいるものの、兼業農家の高齢化に伴い担い手不足が深刻化していることから、担い手に対するさらなる利用集積が必要である。このため、入善町、入善町農業委員会、（公財）入善町農業公社、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・関係団体が連携し、地域計画の策定を通じ地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速することとする。

## 第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

入善町は、富山県が策定した「農業経営基盤の強化に関する基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、入善町農業の地域特性を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

入善町は農業経営基盤強化促進事業及び関連する事業として、次に掲げる事業を行う。

- ①地域計画推進事業
- ②農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ④その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

更に、入善町は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人及び特定農業団体制度について啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導・助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

### 1 地域計画推進事業

入善町は、地域の農業者等の協議の結果を踏まえ、農用地の効率的かつ統合的な利用を図るため、当該協議の対象となった農業上の利用が行われる農用地等の区域における農業経営基盤の強化の促進に関する計画である地域計画を定め、その中で地域の農業の将来の在り方や目指すべき将来の農用地利用の姿である目標地図を明確化し、その実現

に向けて、農地中間管理事業及び特例事業を通じて農用地について利用権の設定等を促進し、農用地の効率的かつ総合的な利用の推進を図る。

### (1) 協議の場の設置方法

協議の場の開催時期については、協議の場を設置する区域ごとに、農繁期等を考慮しながら設定することとする。また幅広い農業者の参画を図るため、外の農業関係の集まり等を積極的に活用し周知を図る。参加者については、入善町、農業者、農業委員、農業協同組合、（公財）入善町農業公社、土地改良区、県、その他の関係者とし、協議の場において、地域計画の区域や、区域内の農業の将来の在り方、農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標、目標を達成するためにとるべき措置等について協議し、地域の中心となる農用地の出し手を受け手の意向が反映されるように調整を行う。

### (2) 地域計画の区域の基準

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている地域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとする。そのうえで様々な努力を払ってもなお農業上の利用が見込めず農用地として維持することが困難な農用地については、農用地の保全等を図る。

### (3) その他農地中間管理事業等による農用地の利用権の設定等の促進に関する事項

入善町は、地域計画の策定にあたって、県、入善町農業委員会、（公財）入善町農業公社、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

## 2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

### (1) 農用地利用改善事業の実施の促進

入善町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

### (2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

なお、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用状況、農作業の実施の状況、農業経

営活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障がない限り、集落の一部を除外することができるものとする。

### (3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

### (4) 農用地利用規程の内容

- ①農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - ア. 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
  - イ. 農用地利用改善事業の実施区域
  - ウ. 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
  - エ. 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
  - オ. 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
  - カ. その他必要な事項
- ②農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

### (5) 農用地利用規程の認定

- ①(2)に規程する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第6-1号の認定申請書を入善町に提出して、農用地利用規程について入善町の認定を受けることができる。
- ②入善町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
  - ア. 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
  - イ. 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
  - ウ. (4)①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
  - エ. 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③入善町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を入善町の掲示板への提示により公告する。

④ ①から③までの規程は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

①(5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて、農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内農用地の相当部分について、農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について、農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第5条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

②①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア. 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ. 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ. 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③入善町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について、(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア. ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ. 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④(6)の②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規程は法第12条第1項の認定にかかる農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勸奨等

①(5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るた

め特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権限に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

②①の勧奨は農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内に、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

#### (8) 農用地利用改善事業の指導、援助

①入善町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

この場合、特定農業団体の育成にあたり、認定農業者等の担い手と特定農業団体との間で農用地の利用集積に関して無用の混乱が生じないように地域における話し合い活動の中で十分な調整が行われるよう関係者を指導する。

②入善町は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農林振興センター、入善町農業委員会、(公財)入善町農業公社、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、黒東地域担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

### 3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

#### (1) 農作業の受委託の促進

入善町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア。(公財)入善町農業公社、その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ. 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ. 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため、農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

- エ. 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と、農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ. 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、更には利用権の設定への移行の促進
- カ. 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

#### (2) (公財) 入善町農業公社による農作業の受委託のあっせん等

(公財) 入善町農業公社は、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託についてあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

### 4 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

#### (1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

入善町は、1 から 3 までに掲げた事項の推進に当たっては、経営所得安定対策等の国の支援策や県独自の支援策など、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

#### (2) 推進体制等

##### ①事業推進体制等

入善町は、入善町農業委員会、農林振興センター、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第4で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

##### ②入善町農業委員会等の協力

入善町農業委員会、農業協同組合及び土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、黒東地域担い手育成総合支援協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、入善町は、このような協力の推進に配慮する。



## 第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

### 附 則

1. 平成6年10月21日 施行
2. 平成9年3月1日 改定
3. 平成14年3月1日 改定
4. 平成15年4月1日 改定
5. 平成16年2月2日 改定
6. 平成19年6月29日 改定
7. 平成22年6月11日 改定
8. 平成25年3月22日 改定
9. 平成26年9月26日 改定
10. 令和5年9月27日 改定